

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

令和4年7月14日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

京都生活協同組合

代表理事 畑 忠男

京都市南区吉祥院石原上川原町1番地2

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ二条駅

京都市中京区西ノ京星池町230

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,241 m²

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となった日

令和4年6月21日

(5) 変更する理由

建替えのため

3 届出年月日

令和4年6月30日

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)